

入院した時の食事代について

入院した時は、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの標準負担額を支払います。なお、住民税非課税世帯の方は、入院の際に限度額適用・標準負担額減額認定証、限度区分の記載された資格確認書の提示、またはマイナ保険証の使用により、下記の金額が適用されます。

1 療養病床以外に入院した時

【令和7年4月1日以降】

限度区分		食事療養標準負担額	
現役並み所得者・一定以上所得者・一般		1食につき510円	
	指定難病の方（※1）	1食につき300円	
住民税非課税世帯	区Ⅱ	90日までの入院	1食につき240円
		過去12か月で90日を超える入院 （※2）	1食につき190円
	区Ⅰ		1食につき110円

【令和7年3月31日まで】

限度区分		食事療養標準負担額	
現役並み所得者・一定以上所得者・一般		1食につき490円	
	指定難病の方（※1）	1食につき280円	
住民税非課税世帯	区Ⅱ	90日までの入院	1食につき230円
		過去12か月で90日を超える入院 （※2）	1食につき180円
	区Ⅰ		1食につき110円

（※1）都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方

（※2）過去12か月で区分Ⅱの認定を受けている期間のうち、入院日数が90日を超えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。

2 療養病床に入院した時

【令和7年4月1日以降】

限度区分		生活療養標準負担額
現役並み所得者・一定以上所得者・一般		(食費) 1食につき510円 ※一部医療機関では470円 (居住費) 1日につき370円
住民税非課税世帯	区Ⅱ	(食費) 1食につき240円 (居住費) 1日につき370円
	区Ⅰ	(食費) 1食につき140円 (居住費) 1日につき370円
		老齢福祉年金を受給されている方

【令和7年3月31日まで】

限度区分		生活療養標準負担額
現役並み所得者・一定以上所得者・一般		(食費) 1食につき490円 ※一部医療機関では450円 (居住費) 1日につき370円
住民税非課税世帯	区Ⅱ	(食費) 1食につき230円 (居住費) 1日につき370円
	区Ⅰ	(食費) 1食につき140円 (居住費) 1日につき370円
		老齢福祉年金を受給されている方